

令和2年12月3日

株式会社 清水銀行

キャッシュカード詐欺および不正利用被害防止のための取組みについて (キャッシュカードの1日あたりのご利用限度額の引下げについて)

清水銀行（頭取 岩山靖宏）は、昨今のご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだましとる詐欺被害等が多発していることを踏まえ、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引下げを実施いたします。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、金融犯罪からお客さまの大切な財産をお守りするための対策となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 個人のお客さまのキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額の引下げ

- (1) 実施日
令和3年2月1日(月)より
- (2) 対象となるお客さま
個人のお客さま
- (3) 対象となるキャッシュカード
普通預金または貯蓄預金のキャッシュカードおよびローンカード
- (4) 対象となる取引
キャッシュカードによるお引き出し・お振込み・デビットカードのご利用
- (5) 変更内容(1日あたりのキャッシュカードご利用限度額)

	変更前	変更後
磁気カード	100万円	50万円
ICカード	100万円	100万円（変更なし）

※ ICカード、および既にご利用限度額を個別に口座に設定されているお客さま、法人のお客さまにおかれましては、限度額に変更はございません

2. 70歳以上のお客さまのキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額の引下げ

70歳以上で一定の条件に該当するお客様におかれましては、1日あたりのご利用限度額を20万円に引下げさせていただきます。

- (1) 実施日
令和3年2月1日(月)より
- (2) 対象となるお客さま（以下の①②ともに満たす口座のお客さま）
 - ①70歳以上の方
 - ②過去3年間に於いてキャッシュカードによるお引き出し等の1日の合計額が20万円以下の方



NEWS RELEASE

THE SHIMIZU BANK,LTD.

※種類（磁気・IC）や口座のご利用状況、またご利用される ATM の種類により、1 日あたりのご利用限度額の設定が変わります。

お客さまのキャッシュカードのご利用限度額のご照会もしくは、ご利用限度額の増額を希望される場合は、お取引店やお近くの清水銀行窓口までお申しつけ願います。

<ニュースリリースに関するお問い合わせ>

清水銀行 事務部 TEL：054-363-6111



清水銀行